

○長野原町水道水源保護条例
平成11年3月19日
条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、水道水源を保護することが必要な地域を指定し、当該地域における排出水に係る基準を定めるとともに、その水質の汚濁の防止のための規制その他必要な措置を講ずることにより、水道水源の水質の保全を図り、もって町民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「水道水源」とは、水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道による供給される水をいう。)の原水として取水施設により取り入れられる水域をいう。

2 この条例において「水道水源保護地域」とは、水道水源及びその上流域においてその水質を保全することが必要な地域として、第6条第1項の規定により指定された地域をいう。

3 この条例において「対象事業場」とは、次に掲げる事業場をいう。

(1) 次のいずれにも該当しないゴルフ場

ア ホール数が9未満のゴルフ場であって、水道水源の水質を汚濁するおそれがないものとして、長野原町水道水源保護条例施行規則(以下「施行規則」という。)の定めるところにより、町長の認定を受けたものイ 面積が1ヘクタール未満のゴルフ場

(2) 廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場並びに施行令第7条第14号ロ及びハに規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。)

4 この条例において「排出水」とは、公共用水域に排出される水をいう。

5 この条例において「地下水」とは、第3項第2号に規定する廃棄物の最終処分場で、施行令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場の観測井から採水される水をいう。

6 この条例において「生活排水」とは、し尿及び日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいう。

7 この条例において「畜産事業」とは、家畜の繁殖若しくは育成をし、又は畜産物の生産をし、これを販売する事業をいう。

(町の責務)

第3条 町は、長野原町水道水源の保護に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、水道水源を保護するために必要な措置を講ずよう努めるとともに、町が実施する水道水源の保護に関する施策に協力する責務を有する。

(町民等の責務)

第5条 何人も、水道水源の保護についての関心と理解を深めるとともに、積極的に町が実施する水道水源の保護に関する施策に協力する責務を有する。

(水道水源保護地域の指定等)

第6条 町長は、水道水源及びその上流域において水質を保全することが必要と認められる地域を水道水源保護地域として指定するものとする。

2 町長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、水道水源保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、第1項の規定により、水道水源保護地域を指定したときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、町長が水道水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合において準用する。

(排水基準の設定等)

第7条 水道水源保護地域における排出水の汚染状態についての排水基準は、次の各号に掲げる対象事業場の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第2条第3項第1号に規定するゴルフ場については、別表第1の左欄に掲げる農薬(農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。)の種類ごとに、同表の中欄に掲げる許容限度を超えないこと。

(2) 第2条第3項第2号に規定する廃棄物の最終処分場については、人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして別表第2の左欄に掲げる物質についてはその種類ごとに同表の中欄に掲げる許容限度を、また、それ以外の排出水の汚染状態に係るものとして別表第3の左欄に掲げる項目については同表の中欄に掲げる許容限度を、それぞれ超えないこと。

2 前項に規定する排出基準に係る排出水の汚染状態を測定するに当たっては、別表第1から別表第3までの左欄に

掲げる農薬の種類、物質の種類又は排出水の汚染状態に係る項目について、それぞれこれらの表の右欄に掲げる検定方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(対象事業場の設置等の届出)

第8条 水道水源保護地域において、対象事業場を設置しようとする者は、施行規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 水道水源保護地域において、次の各号に掲げる対象事業場の区分に応じて当該各号に掲げる構造等の変更をしようとする者は、施行規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(1) 第2条第3項第1号に規定するゴルフ場については、次に掲げるコースの拡張又は改修は、次の各号に定めるところとする。

イ 拡張面積が1ヘクタール以上のコース

ロ 改修面積が3ヘクタール以上のコース

(2) 第2条第3項第2号に規定する廃棄物の最終処分場については、その構造又は規模の変更(主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の変更を伴わない軽微な変更を除く。)

(住民説明会及び意見等)

第9条 前条第1項又は第2項の規定による対象事業場の設置又は構造等の変更(以下「対象事業場の設置等」という。)の届出をしようとする者は、対象事業場の事業内容、事業活動に係る水道水源の水質に及ぼす影響及びその防止対策について説明会を開催し、対象事業場計画地域周辺2キロメートル以内の住民(以下「地域内住民」という。)に説明しなければならない。

2 前項に規定する説明会において地域内住民の意見があったときは、当該事項に係る報告書を対象事業場の設置等の届出の際に添付しなければならない。

(設置等の届出の時期)

第10条 第8条の規定による対象事業場の設置等の届出は、次の各号に応じて、当該各号に定める時期までにしなければならない。

(1) 当該届出に係る対象事業場の設置等が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2第1項の規定による許可を要するものである場合は、その許可の申請の時(2) 当該届出に係る対象事業場の設置が、水質汚濁防止法第5条又は第7条の規定による届出を要するものである場合、その届出の時

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該届出に係る対象事業場の設置等が、開発許可を要するものである場合は、その届出の時

(計画変更命令)

第11条 町長は、第8条の規定による対象事業場の設置等の届出があった場合において、その届出に係る排出水の汚染状態が対象事業場の排水口(排水水を排出する場所をいう。以下同じ。)において第7条第1項の排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る対象事業場の設置等の計画の変更を命ずることができる。

(実施の制限)

第12条 第8条の規定による対象事業場の設置等の届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る対象事業場を設置し、又はその届出に係る対象事業場の構造等の変更をしてはならない。

2 町長は、第8条の規定による対象事業場の設置等の届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(対象事業場の使用廃止等の届出)

第13条 第8条の規定による対象事業場の設置等の届出をした者は、その届出に係る対象事業場の使用を廃止したとき又はその届出に係る事項で施行規則で定めるものに変更があったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(生活排水対策)

第14条 生活排水を排出する者は、下水道法(昭和33年法律第79号)その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を採るべきこととされている場合を除き、合併処理浄化槽等の設置により水質の浄化に努めなければならない。

(家畜糞尿の適正処理)

第15条 畜産事業を営む者は、家畜の糞尿について、その処理施設の整備に努めるとともに、土壌還元等の方法により適正に処理しなければならない。

(排水基準の遵守)

第16条 水道水源保護地域において対象事業場を設置している者(以下「対象事業者」という。)は、第7条第1項の排水基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第17条 町長は、対象事業者が、その汚染状態が対象事業場の排水口及び観測井において第7条第1項の排水基準に適合しない排水及び地下水を排出したとき又は排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該対象事業場につき必要な改善を命ずることができる。

(汚染状態の測定等)

第18条 対象事業者は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号の汚染状態を測定し、その結果を記録し保存しておかなければならない。

(1) 排水は、第2条第3項第1号に規定するゴルフ場及び第2号に規定する廃棄物の最終処分場のうち、施行令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場並びに第7条第14号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の排水口から採水する。

(2) 地下水は、第2条第3項第2号に規定する産業廃棄物の最終処分場で、施行令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場の地下水の状況を的確に把握することができる位置に観測井(地表面から2.5m以上の深度)を設置し採水する。

2 対象事業者は、第2条第3項第1号に規定するゴルフ場について、病虫害等の防除のため使用する農薬の使用量を可能な限り削減するよう努めるとともに、農薬の年間使用計画を策定し、その使用状況を記録し保存しておかなければならない。

(承継)

第19条 第8条の規定による対象事業場の設置等の届出をした者からその届出に係る対象事業場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該対象事業場に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第8条の規定による対象事業場の設置等の届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定によりその地位を承継した者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(報告及び立入検査)

第20条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、対象事業者に対し、排水の汚染状態その他の必要事項に関し報告を求め、又は町長が指定する職員に、その者の対象事業場に立ち入らせ、施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(審議会の設置)

第21条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、水道水源保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、水道水源の保護に関する重要な事項について、調査及び審議する。

3 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

4 委員は、町長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。

6 審議会に会長及び副会長を各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長になる。

8 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

9 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(公表)

第22条 町長は、第11条又は第17条の規定による命令に従わないときは、対象事業者等の氏名及び命令の内容を公表することができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が施行規則で定める。

附則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附則(平成12年12月12日条例第48号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

別表第1(第7条関係)

農薬の種類

許容限度

検定方法

上水試験(1993年版厚生労働省水道環境部監修日本水道協会編)に定める方法

(殺虫剤)

イソフェンホス 0.001mg/l

クロルピリホス 0.004mg/l

トリクロロホン(DEP) 0.03mg/l

ピリダフェンチオン 0.002mg/l

(殺菌剤)

イプロジオン 0.3mg/l

エトリジアゾール(エクロメゾール) 0.004mg/l

オキシ銅(有機銅) 0.04mg/l

キャプタン 0.3mg/l

クロロネブ 0.05mg/l

トルクロホスメチル 0.08mg/l

フルトラニル 0.2mg/l

ペンシクロン 0.04mg/l

メプロニル 0.1mg/l

(除草剤)

アシュラム 0.2mg/l

テルブカルブ(MBPMC) 0.02mg/l

ナプロパミド 0.03mg/l

プタミホス 0.004mg/l

ベンスリド(SAP) 0.1mg/l

ペンディメタリン 0.05mg/l

ベンフルラリン(ベスロジン) 0.08mg/l

メコプロップ(MCPP) 0.005mg/l

メチルダイムロン 0.03mg/l

別表第2(第7条関係)

物質の種類

許容限度

検定方法

カドミウム及びその化合物 0.01mg/l

排水基準を定める環境省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)に定める方法

シアン化合物

検出されないこと

有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びEPNにかぎる。)

検出されないこと

鉛及びその化合物 0.01mg/l

六価クロム化合物 0.05mg/l

砒素及びその化合物 0.01mg/l

水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 0.0005mg/l

アルキル水銀化合物

検出されないこと

PCB

検出されないこと

トリクロロエチレン	0.03mg/l
テトラクロロエチレン	0.01mg/l
ジクロロメタン	0.02mg/l
四塩化炭素	0.002mg/l
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/l
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l
チウラム	0.006mg/l
シマジン	0.003mg/l
チオベンカルブ	0.02mg/l
ベンゼン	0.01mg/l
セレン及びその化合物	0.01mg/l

農薬(別表第1の左欄に掲げる農薬)

別表第1の左欄に掲げる農薬の種類ごとに、同表の中欄に掲げる値

別表第1の右欄に掲げる方法

備考「検出されないこと」とは、右欄の検定方法により排出水の汚濁状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第3(第7条関係)

項目

許容限度

検定方法

水素イオン濃度

5.8以上8.6以下

排水基準を定める環境省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)に定める方法

生物学的酸素要求量	20mg/l
化学的酸素要求量	20mg/l
浮遊物質	40mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	3mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	5mg/l
フェノール類含有量	0.5mg/l
銅含有量	1mg/l
亜鉛含有量	1mg/l
溶解性鉄含有量	5mg/l
溶解性マンガン含有量	5mg/l
クロム含有量	0.5mg/l
弗素含有量	10mg/l
大腸菌群数	3000個/cm ³
窒素含有量	120mg/l
磷含有量	16mg/l